

9月市議会的一般質問が14日(月)に行われ、 日本共産党市議団の松本さちえ議員が登壇しましたので、概要をお知らせ致します。

松本 さちえ議員一般質問項目

1 新型コロナウイルス感染症に対応する体制の充実を

- ① 保健所の専門職種等の増員・育成に取り組むこと
- ② 集団感染リスクの高い施設等の対応について
 - ア 市内の福祉施設内での集団感染の経過と検証は
 - イ 集団感染リスクが高い施設への定期的なPCR検査等について
- ③ PCR検査対象の拡大を
- ④ 医療従事者への支援策の充実を

2 国民健康保険制度について

- ① 国民健康保険税の多子世帯への負担軽減について
- ② 低所得者世帯への負担軽減を
- ③ 埼玉県国民健康保険の運営方針第2期案にかかわって
 - ア 川口市の2026年度までの赤字解消計画について
 - イ 赤字解消・解決の取り組みについて
 - ウ 保険税水準の統一について
- ④ 保険税の減免申請の柔軟な対応を
- ⑤ コロナ禍でのインセンティブ付与はやめるよう国に求めること

3 安心して子育てできる市政に

- ① 保育士の配置特例の適用で保育の安心・安全と保育の専門性は守られるのか
 - ② 公立保育所のあり方に関する基本方針について
 - ア 公立保育所の役割について
 - イ 保育士や保護者からの意見提案を求めること
 - ウ 保育の質について
 - ③ 公設公営保育所の建替え・新設をすすめること
 - ④ 子どもの貧困の解決や養育困難世帯に向けた施策の充実を
 - ア 養育困難世帯への対応・支援の取り組みについて
 - イ 子どもの生活・学習支援について
- (ア) 家庭訪問や食育の支援を含む学習支援の充実を
(イ) 学校や地域との連携を

4 救急医療に対する特別交付税制度の活用を

- ① 民間の医療機関への救急搬送について
- ② 特別交付税の措置による支援を

5 コロナ禍での教育環境と児童・生徒を守る施策を

- ① 少人数学級の実現に向けて
- ② 学校活動での感染対策について
- ③ 子ども同士のかかわりでよりよい教育を
- ④ 高等教育の学費等の負担軽減の対応を
 - ア 高等教育の学費の軽減を求めること
 - イ 市奨学金の返済猶予を

6 市民の合意とともに水道事業の推進を

- ① 市民合意を得るための市の対応を
- ② 生活困窮者・低所得者への軽減制度の創設を
- ③ 水道事業への国庫補助金を求めること

7 平和事業の推進を

- ① 川口市平和展について
- ② 川口市平和都市宣言の周知を
- ③ 核兵器禁止条約の批准を国に求めること

8 住民本位のまちづくりを

- ① 住民本位の東川口駅南口駅前公共用地の利活用事業を
 - ア 情報公開や住民合意のもとでの事業の実施を
 - イ 住民要望が反映されるよう市の責任を果たすこと
 - ウ 市民の財産として公有地のままでの活用を
 - エ 東川口駅周辺地区の地区計画との整合性は
- ② 押しボタン式信号機の設置について

新川口

2020年9月20日 No.1576

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

日本共産党市議団は9月市議会で議員提案の意見書案を5本提出しました。そのうちの2本を掲載致します。

水道施設の耐震化・更新に 国庫補助金を十分に充てることを求める意見書(案)

我が国の水道事業は、水道法のもとで、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的として推進されてきた。必要な工事を怠ると、腐食による水道管の破裂や設備の故障等により、漏水や断水が発生したり、水質が悪くなったりする恐れがあるため、今後の浄水場や配水池、水道管など水道施設の耐震化・更新費用の増大が課題である。

水道事業は地方公営企業法のもとで、地方公共団体が経営する企業として独立採算制を、水道法のもとで総括原価方式を迫られることにより、本市においても水道料金を来年1月から平均25.01改定することを予定しており、コロナ禍での大幅改定は市民の生活や中小企業の経営に大きな負担となる。一方で、地方公営企業法の第3条は、常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとし、公共性を優先していることから、水道法と地方公営企業法のどちらも、人間が生きるうえで必要な水を供給するにあたっては公共性を重んじて低廉な水の供給を第一にすることを要請している。

また、水道法の第2条の2には、国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならないとある。

よって政府は、水道事業の公共性を踏まえ、また水道法に基づき、水道管等の水道施設の耐震化・更新を保障するために国庫補助金を十分に充てるよう求める。

新型コロナウイルス感染から 子どもと教職員の健康と命を守る ための少人数学級実施を求める意見書(案)

緊急事態宣言が解除され、6月1日から全国の学校が3カ月ぶりに再開された。再開後の学校では新型コロナウイルス感染防止対策として、20人程度の授業とするため、学級を2グループに分けるなどの「分散登校」に取り組んできたが、この措置はほとんどの学校が途中で終了し、5月25日まで緊急事態宣言が続いていた8都道府県でも大半が6月15日から「40人学級」に戻っている。学級を分けて20人程度の授業を続けるには、現在の教員数ではあまりに足りないため、各自治体は「40人学級」に戻ざるをえない現状にある。国立成育医療研究センターの「コロナ×こどもアンケート」では、「こどもたちが相談したいこと」の1位は「コロナにかからない方法」となっており、「40人学級」に教職員も子どもも保護者も不安の声を上げている。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、「新しい生活様式」として、「身体的距離の確保」を呼びかけ、「人との間隔はできるだけ2メートル(最低1メートル)空けること」を基本としている。しかし、「40人学級」では、2メートル空けることはおろか、1メートル空けることも不可能で、「身体的距離の確保」と大きく矛盾しており、「新しい生活様式」の重要な一つとして社会全体で取り組んでいる時に、教室を例外とすることは重大な問題である。

日本教育学会は小・中・高校の教員を計10万人増やし、40人学級の抜本見直しへ議論を急ぐよう提言し、全国連合小学校長会の会長も「ウィズコロナ時代では20から30人が適当」と語っている。また、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3会長が連名で「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を出し、子どもたちの学びを保障するため「少人数編成を可能とする教員の確保」などを早急に図るよう強く要望している。

よって、国において新型コロナウイルス感染から子どもと教職員の健康と命を守るための少人数学級編成を可能とする、教員の確保と教室増等の条件整備に対する財政支援など計画的な整備を早急に行うよう求める。